

**構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置のあり方に係る
評価意見及び未実現の提案に係る諮問事項に関する意見**

平成26年度

平成27年5月27日

構造改革特別区域推進本部

評価・調査委員会

1. はじめに

評価・調査委員会（以下「当委員会」という。）は、構造改革特別区域基本方針に基づき、構造改革特別区域（以下「特区」という。）制度を推進するため、規制の特例措置の効果等を評価し、構造改革の推進等に必要な措置について、構造改革特別区域推進本部長（以下「本部長」という。）に意見を述べることとされている。

また、内閣官房と関係府省庁との調整によっては実現しなかった提案のうち、経済的及び社会的に意義があり、専門的知見を活用し、又は情勢の推移を踏まえて更に検討を深めることにより、新たに地域の特性に応じた規制の特例措置を講ずることができる可能性があるものについて当委員会は、本部長からの諮問を受け、調査審議を行うこととされている。

今般、当委員会は、平成26年度に評価の対象となった3特例措置について評価を行い、意見を取りまとめた。

また、第21次、第22次、第23次及び第24次提案のうち未実現提案4件について、提案の趣旨の実現に向けた調査審議を行い、意見を取りまとめた。

2. 平成26年度の評価について

(1) 評価の進め方

平成26年度の評価の対象となった規制の特例措置について、地域活性化部会において、認定地方公共団体や実施主体など関係者に対して、主に全国展開を行うことの効果について調査を行うとともに、関係府省庁から弊害の発生についての調査結果の報告を受けてヒアリングを実施し、それらを踏まえて検討を行った。

地域活性化部会からの検討結果の報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 評価意見の概要

平成26年度の評価の対象となった3特例措置(105(106・107)・1222、1013、1224)については全国展開(一部全国展開を含む)することとした。

特例措置ごとの評価意見の詳細は別紙1に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業(105(106・107)・1222)」については、実用化に向けたノウハウの蓄積やロボット関連産業の雇用者数増加といった効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行うとの意見とした。

- 「農業関連事業普及指導員任用事業（1013）」については、農産加工品の売上高の増加、農業経営の多角化等といった効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行うとの意見とした。
- 「45フィートコンテナの輸送円滑化事業（1224）」については、車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行っても安全性が担保される一定の基準を満たす場合について全国展開を行う。当該基準を満たさない安全性が担保されていない車両については、引き続き特区として対応するとの意見とした。

3. 平成26年度調査審議について

(1) 調査審議の進め方

平成26年度調査審議の対象となった未実現提案4件について、医療・福祉・労働部会及び地域活性化部会において、提案者及び関係府省庁からのヒアリング等を実施し、それらを踏まえて検討を行った。

医療・福祉・労働部会及び地域活性化部会からの報告を受け、以下のとおり当委員会としての意見を取りまとめた。

(2) 調査審議意見の概要

調査審議意見の概要は別紙2に記すが、概要は以下のとおりである。

- 「旅客船専用港湾における『検疫港』の臨時指定」については、関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたいとの意見とした。
- 「ご当地ナンバー（第2弾）導入基準の緩和」については、提案者において、次回の募集が行われる場合には、審議を踏まえ、自動車登録台数等の導入基準を満たした上で応募が可能となるよう十分に検討を行うべきである。また、関係府省庁は、提案者から相談があった場合は応じられたいとの意見とした。
- 「狩猟の要件緩和（狩猟期間の延長）」については、関係府省庁は、平成26年

12月に鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を改訂し、指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）の積極的な捕獲を図るとしたが、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを通知等により提案者に対して周知するとともに、提案者より更なる課題が生じたとの相談があった場合には必要な対応をされたいとの意見とした。

- 「火薬類を用いて製造される製品（火工品）の無許可製造に係る適用範囲の拡大」については、提案者は、関係府省庁と連携した上で、火薬類取締法に係る特則承認制度の活用をもって事業者の負担が軽減されるよう対応されたい。また、関係府省庁は、特則承認の申請に際し必要となる資料等について、提案者と連携をした上で、事業者の負担を軽減すべく適切に助言されたいとの意見とした。

4. おわりに

地方創生が内閣の重要課題に位置付けられるなか、特区制度は、地方公共団体をはじめとした地域の様々な主体の創意や工夫に基づき、地域の活性化の突破口として、規制のあり方を改革していくよう期待されている。

このことから、認定地方公共団体、実施主体など、現場で取り組んでいる方々の声や思いを生かして、その趣旨を実現させることができるよう、関係府省庁におかれては、より精力的に提案の実現や特例措置の全国展開に向けた検討を行っていただきたい。

本意見は、本部長に対し提出するものであるが、構造改革特別区域本部においては、本意見の趣旨を十分踏まえてこれに対する対応方針を決定し、政府として構造改革の推進に取り組んでいただきたいと考えている。

評価・調査委員会としては、今後とも、特例措置の評価や未実現提案の調査審議を通じ、提案主体などの要望に可能な限り応えるとともに、それが全国的な規制改革の端緒となるよう、また、地域の活性化に資するよう努力してまいり所存である。

最後に、今回の評価及び調査審議においてご協力いただいた認定地方公共団体、実施主体の方々を始め、各方面からのご助力に対し、心からお礼申し上げたい。

平成 26 年度評価意見

特例措置番号	特定事業名	関係府省庁	措置区分	評価意見
105(106・107)・1222	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	警察庁 国土交通省	省令、告示、通達	地域を限定することなく全国において実施
1013	農業関連事業普及指導員任用事業	農林水産省	政令	地域を限定することなく全国において実施
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	国土交通省	通達	車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行う措置を、地域を限定することなく全国において実施する。

評価意見

①	別表1の番号	105(106・107)・1222
②	特定事業の名称	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業
③	措置区分	省令、告示、通達
④	特区における規制の特例措置の内容	一定の要件を満たす搭乗型移動支援ロボットについて、一定の公道において、搭乗型移動支援ロボットの特性や道路交通環境を踏まえつつ、必要となる安全措置を講じた上で、実証実験を行うことを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、本特例措置の実施による弊害の発生は認められなかった。一方、搭乗型移動支援ロボットの安全性について引き続き注視する必要があるとのことであった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、実用化に向けたノウハウの蓄積やロボット関連産業の雇用者数増加といった効果が確認された。</p> <p>以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	上記⑦「今後の対応方針」のとおり
⑨	全国展開の実施時期	平成27年度中に措置

評価意見

①	別表1の番号	1013
②	特定事業の名称	農業関連事業普及指導員任用事業
③	措置区分	政令
④	特区における規制の特例措置の内容	農業経営や農産物のマーケティング等のスペシャリストを普及指導員の任用資格を有する者として扱うことを可能とする。
⑤	評価	地域を限定することなく全国において実施
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、特例措置の適用を受けた都道府県は1県のみであったが、特段の弊害の発現は認められなかった。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用し、農産加工品の売上高の増加、農業経営の多角化等といった効果が確認された。</p> <p>以上より、本特例措置の活用による効果が確認され、また特段の弊害は生じていないため、全国展開を行う。</p>
⑦	今後の対応方針	特区における規制の特例措置の内容・要件のとおり、全国展開を行うこと。
⑧	全国展開の実施内容	上記⑦「今後の対応方針」のとおり
⑨	全国展開の実施時期	平成27年度中に措置

評価意見

①	別表 1 の番号	1 2 2 4
②	特定事業の名称	45 フィートコンテナの輸送円滑化事業
③	措置区分	通達
④	特区における規制の特例措置の内容	45 フィートコンテナ用セミトレーラ連結車については、特殊車両通行許可の長さの上限値を 17 メートルから 18 メートルまで緩和し、40 フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件（長さに対応したもの）を適用することを可能とする。
⑤	評価	車両長が 17 メートル以上 18 メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40 フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行う措置を、地域を限定することなく全国において実施する。
⑥	⑤の評価の判断の理由等	<p>関係府省庁の調査によれば、本特例措置の実施による弊害の発生は認められなかった。</p> <p>しかしながら、特例措置による走行実績が限られていることから、関係府省庁において、全国において実施するにあたりどの程度の車両長まで通行条件の緩和が可能かについて検討を行った。その結果、全長が 17 メートル以上 18 メートル以下の車両について、少なくとも当該車両の後軸の旋回中心から車両後端までの長さ及び交差点の交差角が一定の基準（※）を満たす場合には、40 フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件での通行許可を行っても安全性が担保されることが確認された。</p> <p>評価・調査委員会による調査では、本特例措置を活用した事業により、輸送コストやCO₂排出量の削減といった効果が確認された。</p> <p>以上を踏まえ、全長が 17 メートル以上 18 メートル以下である車両について、上記の基準を満たす場合には、40 フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件での通行許可を行う措置を全国において実施する。この基準に適合しない車両については、車両の諸元や通行経路等、個々の申請内容により、同等の通行条件での許可の可否が異なることから、一律に同等の通行条件とすることは適当ではない。しかし、上記の基準に適合しない車両であっても、当該基準に適合する車両と同じ審査基準が適用できる場合など、同等の通行条件で許可できる余地があることから、今回の緩和内容をもって全国展開とすることが適当かどうかについて更なる検討が必要である。そのため、当該基準に適合しない車両については引き続き特区として対応し、特殊車両通行許可申請の事例を蓄積する。関係府省庁は、その結果をもとに、当該基準に適合しない車両に当該基準に適合する車両と同じ通行条件で通行許可を行うための要件について、検討を行う。</p> <p>（※）車両が以下の①又は②に適合する場合であって、交差点の交差角が 90 度以下であること。</p> <p>①全長が 17.5 メートルまでの場合、 後軸の旋回中心から車両後端までの長さ 3.2 メートル以上 4.2 メートル以下</p> <p>②全長が 18.0 メートルまでの場合、 後軸の旋回中心から車両後端までの長さ 3.8 メートル以上 4.2 メートル以下</p>

⑦	今後の対応方針	<p>全長が17メートル以上18メートル以下である車両について、一定の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の通行条件での通行許可を行う措置を全国において実施する。</p> <p>当該基準に適合しない車両については、引き続き特区として対応し、特殊車両通行許可申請の事例の蓄積を行う。関係府省庁は、その結果をもとに、当該基準に適合しない車両で当該基準に適合する車両と同じ通行条件で通行許可が可能な事例があった場合には、その要件について検討を行い、平成29年度上半期中に評価・調査委員会へ報告する。評価・調査委員会は、その結果等に基づき改めて評価を行う。</p>
⑧	全国展開の実施内容	<p>車両長が17メートル以上18メートル以下である車両について、上記の基準を満たす場合には、40フィートコンテナ用セミトレーラ連結車と同等の条件での通行許可を行う措置を、地域を限定することなく全国において実施する。</p>
⑨	全国展開の実施時期	平成27年中に措置

平成26年度調査審議意見

要望事項	関係府省庁	調査審議意見
旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定	厚生労働省	関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたい。
ご当地ナンバー（第2弾）導入基準の緩和	国土交通省	本提案については、提案者において、次回の募集が行われる場合には、審議を踏まえ、自動車登録台数等の導入基準を満たした上で応募が可能となるよう十分に検討を行うべきである。 また、関係府省庁は、提案者から相談があった場合は応じられたい。
狩猟の要件緩和（狩猟期間の延長）	環境省	本提案について、関係府省庁は、平成26年12月に鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を改訂し、指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）の積極的な捕獲を図るとしたが、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを通知等により提案者に対して周知するとともに、提案者より更なる課題が生じたとの相談があった場合には必要な対応をされたい。
火薬類を用いて製造される製品（火工品）の無許可製造に係る適用範囲の拡大	経済産業省	本提案について、提案者は、関係府省庁と連携した上で、火薬類取締法に係る特則承認制度の活用をもって事業者の負担が軽減されるよう対応されたい。 また、関係府省庁は、特則承認の申請に際し必要となる資料等について、提案者と連携をした上で、事業者の負担を軽減すべく適切に助言されたい。

調査審議意見

要望事項	旅客船専用港湾における「検疫港」の臨時指定
意見	<p>関係府省庁は、国際クルーズ船の入港による外国人観光客の増加、経済効果等を見込み、旅客船に特化した港湾について、一定の要件を満たす場合には特例的に検疫港として指定することを可能とするよう、指定基準について検討されたい。そして、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、検疫港の指定に向けた審査と指定に必要な諸準備をされたい。検討に際しては提案者との緊密な連携により行うこととし、その状況については評価・調査委員会に報告されたい。</p>
意見の考え方	<p>検疫港は、国内に常在しない感染症の病原体が我が国に侵入することを防ぐため、限りのある検疫所の体制で検疫の実効性を確保するために外航船の検疫可能な港湾を特定しているものであり、検疫対象船舶の入港が年間100隻以上見込まれること等の要件を満たす港湾が、検疫港として指定されている。</p> <p>提案者は、旅客船専用港湾である別府港において国際クルーズ船の誘致を図るため、検疫の実施を可能とすることを要望しており、近隣の大分港の飛び地として検疫区域を設定することを提案している。なお、審議においては、必要な検疫業務の簡素化を求めるものではないとの意見であった。</p> <p>関係府省庁は、海外からの感染症侵入リスクが高まり、国として水際対策の強化が求められる中、検疫制度の目的に基づき検疫所の限りのある体制のもと確実かつ効率的な防疫を確保する観点から、全国統一的な基準で検疫港・検疫区域を定めていく必要があり、特区として基準を緩和して非検疫港に検疫区域の指定を行うことは困難としている。なお、審議においては、仮に別府港で検疫業務を行う場合は、検疫水準を確保するために必要な体制の確保が求められるとともに新たに別府港を検疫港として指定する必要があるとの意見であった。</p> <p>審議においては、外国人観光客を増加させることは地方創生の観点からも重要であり、国際クルーズ船の受け入れ拡大に向けて、入港隻数以外にも一定の要件を満たす港湾については検疫港として新たに指定することを検討すべきであるとの意見があった。</p> <p>検討に際しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅客船に特化した港湾であること。 ・相当数の旅客数が見込まれること。 ・検疫港に指定することにより、外国人観光客の増加及びそれを通じた経済効果が見込めること <p>等の観点に留意すべきであり、検疫港に指定後、当初の見込みに達しなかった場合は、検疫港の指定を取り消すことも併せて検討すべきであるとの意見があった。</p> <p>一方で、検疫港の指定にあたっては、検疫区域における漁業権の扱い等に関する地元合意等が必要であるが、別府港においては地元調整が十分進められていないことも明らかとなった。</p>

	<p>したがって、関係府省庁にあつては、上記意見も踏まえ、指定基準において、一定の要件を満たす港湾を特例的に検疫港として指定することを可能とするよう検討すべきである。また、提案者にあつては、検疫港として指定されることを要望するか検討し、要望する場合は、地元関係者間の合意取得を進められたい。その際、関係府省庁は、提案者による地元合意に係る関係者の範囲や調整手続等について助言を行い、指定に係る要件の検討に際しても、提案者と緊密に連携して取り組むべきである。なお、関係府省庁は、提案者から検疫港指定に係る地元合意取得が示された際は、速やかに検疫港の指定に向けた審査と、指定に向けた体制の確保など必要な諸準備を行うとともに、地元自治体もこれに積極的に協力されたい。</p> <p>これらの提案者における調整状況及び関係府省庁による検討状況については、評価・調査委員会において報告されたい。また、別府港を特例的に検疫港として指定する場合には、指定後の一定期間後に、実績が当初の見込みに達しない場合には、特例的な指定を取り消すことも検討すべきである。</p> <p>なお、人口減少等の将来の社会情勢に鑑み、関係府省庁は、検疫港の指定基準そのものについても、必要に応じ見直すことも検討されたい。</p>
--	--

調査審議意見

要望事項	ご当地ナンバー(第2弾)導入基準の緩和
意見	<p>本提案については、提案者において、次回の募集が行われる場合には、審議を踏まえ、自動車登録台数等の導入基準を満たした上で応募が可能となるよう十分に検討を行うべきである。</p> <p>また、関係府省庁は、提案者から相談があった場合は応じられたい。</p>
意見の考え方	<p>ナンバープレートの地域名には、自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局名等を表示することとされている。ご当地ナンバーは、地域振興や観光振興に活用したいという地域からの要望に応じて、特例的に新たな地域名を採用したものである。なお、これまで募集を2回実施しており、いずれも終了している。</p> <p>提案者は、地域特性に応じたご当地ナンバーの導入を実現するため、提案時点においては、ご当地ナンバー(第2弾)の導入基準につき、自動車登録台数を10万台超とする要件や都道府県が申請することとする要件等の緩和を要望した。審議においては、ナンバープレートの地域名が無制限に拡大することのないよう、世界遺産を有する地域についてご当地ナンバーを認めるよう要望している。</p> <p>他方、関係府省庁によれば、自動車のナンバープレートに表示する地域名は、車両台数、地理的状况等のバランスを考慮して、全国的な視点から定めているものであるとのことである。ご当地ナンバーが拡大することによる手続・手数料等の利用者負担の増大や、徴税・警察等の行政事務への影響等を防ぐため、10万台という一定のまとまりの地域を対象とすることが不可欠であり、また、ご当地ナンバーの導入に伴い、都道府県において徴税やワンストップサービスシステム等の関係システムの改修が必要となり、そのための予算措置が必要不可欠であることから、都道府県を申請者として要望を行うことが必要であるとしている。これらの理由により、ご当地ナンバーの導入基準を特定の地域だけ例外的に取り扱うことは不相当としている。また、現時点において次回の募集は実施の有無も含めて未定としている。</p> <p>審議においては、世界遺産を有することを要件として特例措置を講じることは、それぞれの地域における自動車登録台数やコスト負担能力等の規模に相当の開差があり要件とすることは適当でないとの指摘がなされた。また、次回の募集が行われるかは未定であるが、仮に前回と同様の導入基準により募集が行われる際には、近隣市町村等との連携等により要件を満たすよう検討すべきであるとの意見が出された。</p> <p>したがって、本提案については、提案者において引き続き実現に向けた方策の十分な検討が必要である。また、関係府省庁は、提案者から相談があった場合は応じられたい。</p>

調査審議意見

要望事項	狩猟の要件緩和(狩猟期間の延長)
意見	<p>本提案について、関係府省庁は、平成26年12月に鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針を改訂し、指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)の積極的な捕獲を図るとしたが、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを通知等により提案者に対して周知するとともに、提案者より更なる課題が生じたとの相談があった場合には必要な対応をされたい。</p>
意見の考え方	<p>狩猟もしくは許可捕獲により捕獲する場合を除き、鳥獣の捕獲は原則禁止されている。狩猟期間については、10月15日から4月15日までとされており、狩猟期間においては狩猟登録をすることにより、狩猟鳥獣を捕獲することができる。また、狩猟期間以外については、許可を得ることにより捕獲が可能である。(許可捕獲)</p> <p>提案者は、狩猟者の積極的な狩猟参加や女性・若者の狩猟者増加を通じニホンジカ及びイノシシの捕獲数を増加することにより農林業被害を防止する目的並びに捕獲数が増加した鳥獣をジビエに利用することによる地域産業の振興等の目的から、狩猟期間の通年化を要望している。</p> <p>これに対し、関係府省庁からは、平成26年5月に改正された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、同年12月に鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針を改訂し、指定管理鳥獣(ニホンジカ及びイノシシ)の積極的な捕獲を図ると定めたことから、許可捕獲により、狩猟期間を延長することなくニホンジカ及びイノシシの更なる捕獲が可能となったとの説明がなされた。</p> <p>調査審議において、提案の主たる目的であるニホンジカ及びイノシシの捕獲数の増加及びジビエの振興が許可捕獲により達成できるのか議論したところ、提案者より、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であれば目的は達成できるが、その旨を周知してほしいとの意見が出された。</p> <p>したがって、関係府省庁は、直接被害を受けていない個人に対する許可が可能であることを明確化するため、提案者に周知するとともに、提案者よりさらなる課題が生じたとの相談があった場合には、必要な対応を行うべきである。</p>

調査審議意見

要望事項	<p>火薬類を用いて製造される製品(火工品)の無許可製造に係る適用範囲の拡大</p>
意見	<p>本提案について、提案者は、関係府省庁と連携した上で、火薬類取締法に係る特則承認制度の活用をもって事業者の負担が軽減されるよう対応されたい。</p> <p>また、関係府省庁は、特則承認の申請に際し必要となる資料等について、提案者と連携をした上で、事業者の負担を軽減すべく適切に助言されたい。</p>
意見の考え方	<p>火薬類を用いた製品(火工品)の製造は、経済産業大臣(一部については都道府県知事)の許可が必要であり、製造の許可に際しては、製造施設及び製造方法が経済産業省令で定める技術基準に適合していること等が必要である。また、製造の許可を受けた製造事業者は、自己の用に供する、経済産業省令で定める技術基準に適合した火薬庫を所有又は占有しなければならないとされている。なお、製造設備等に係る技術基準を緩和する制度として、取り扱う火薬類の組成、薬量、形状等に応じ各種基準を緩和する特則承認制度が設けられている。</p> <p>提案者は、ごく少量の火薬を含む既製の電気導火線を加工する場合、火薬類取締法第3条に定めのある経済産業大臣の許可を不要とすること、及び、製造業者であっても、既製の電気導火線を保管する場合は、2,000個以下であれば保管庫を不要とすることを要望している。なお、特則承認制度については、火薬メーカーでない中小企業にとっては、申請に必要なデータ等の収集が困難であるため、活用が難しいとの意見が出されている。</p> <p>これに対し、関係府省庁によれば、電気導火線は、電線に電気が流れた際に起爆する構造であるが、火薬類の特性から、静電気・摩擦・衝撃によって、ごく少量の火薬を含む火工品であっても、不注意等により人的事故や物的事故が発生していることから製造の許可を不要とすることはできないとのことである。他方、特則承認制度の活用については、申請に必要なデータを外部委託により取得することや、どのようなデータが必要か等の相談に応じることも可能であり、当該制度による緩和を図るべきであるとの見解が示された。</p> <p>したがって、提案者は、まずは特則承認制度の活用をもって、事業者の負担が軽減されるよう図るべきである。ただし、提案者の意見も踏まえ、関係府省庁は、特則承認の申請に必要な資料等について適切に助言すべきである。</p> <p>なお、本特則承認制度の活用をもってしても、提案者の要望に応えることが困難な場合には、提案者は、本提案について再提案すべきと考える。</p>